

令和6年10月
富士市農業委員会会議 議事録

1 開催日時 令和6年10月11日(金) 午前9時30分から10時5分

2 開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3 委員の出席及び欠席

	出席	欠席	
農業委員会会長	○	17番	渡邊 萬里
農業委員会会長職務代理者	○	1番	望月 稔
農業委員	○	2番	望月 英俊
〃	○	3番	田村 英俊
〃	○	4番	高井 修一
〃	○	5番	谷津倉 寛
〃	○	6番	笹古 時男
〃	○	7番	渡邊 武敏
〃	○	8番	近藤 敏男
〃	○	9番	鈴木 一孝
〃	○	10番	新舟 進
〃	○	11番	長尾 忠
〃	○	12番	佐野 隆洋
〃	○	13番	佐藤 正職
〃	○	14番	渡邊 哲史
〃	○	15番	太田 篤子
〃	○	16番	安藤 公男
〃	○	18番	後藤 環
〃		○ 19番	藤田 哲哉

4 農業委員会事務局職員

事務局長 原 清浩
統括主幹 深澤 公保
主 査 武内 清高
主 査 市川 由美恵

5 議事

(1) 農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

【 会 長 】

まず、議事に先立ち、会長より議事録署名人を指名いたしますが、指名しても、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないと認め 15 番太田篤子君、16 番安藤公男君の両名を、本日の会議の議事録署名人に指名いたします。次に、本日の会議書記につきましては、農業委員会事務局職員の市川主査を指名いたします。

それでは、次第4の議事に入ります。

議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項」についてですが、これにつきましては先に配布してあります「富士市農業委員会会議議案」のとおり審議を進めます。

お手元の議案3ページ、議第31号「農地法第3条の規定による許可決定について」の審査から、報第50号「農地返還通知書の受理について」の報告までの計6件を順に議題に供します。事務局に朗読させます。

【事務局】

(議案朗読及び説明)

【 会 長 】

最初に、議案5ページの議第31号「農地法第3条の規定による許可決定」について、審議をお願いします。

伝法地区44番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

今回の申請は、貸主は借主の事業に賛同して所有する農地を提供する、借主は本地を借り受けてマッシュルーム栽培の高度化施設を設置し事業展開したいというものです。以前の申請を取消し、新たな会社の元で、今回の申請となりました。現在は雑草が生い茂っていますが、すでに河川占用許可を取得済みであり、今後は排水の管理を行うなど、マッシュルーム栽培に向けての環境整備を行っていきたいということです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【 会 長 】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

【会長】

伝法地区44番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

伝法地区44番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、農地法第3条の規定による許可決定についての審議を終わります。

次に、議案6ページの議第32号「許可後の事業計画変更の承認について」及び議案7ページの議第33号「農地法第5条第1項の規定による許可決定について」は、関連がございますので、まとめでの審議をお願いします。

まず、事業計画変更の鷹岡地区1番及び農地法第5条の鷹岡地区20番について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

前回の申請時は貸家住宅を建てる予定であったが、約束していた借り手が転勤となり、転用計画は実行されなかったということです。

今回の新たな計画は、農地に隣接し、譲受人が経営する自動車修理工場に付帯する車輛置場です。譲受人は、顧客の増加により現在の敷地では手狭なため申請地を取得したいとのことです。現状は砂利が敷かれており、排水や通行面等の支障もありません。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【会長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件につきましては、以前に農地法第五条の許可を受けた計画について、新たな計画に

基づく第五条の許可申請というものです。貸家住宅で許可を受けたものについて、車輛置場とするというもので、申請地の転用につきましては、過去にすでに許可を得ていることでありますので、新たな計画についても問題はないと考えます。

【 会 長 】

事業計画変更の鷹岡地区1番及び農地法第五条の鷹岡地区20番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

事業計画変更の鷹岡地区1番及び農地法第五条の鷹岡地区20番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、事業計画変更の吉永地区2番及び農地法第五条の吉永地区21番について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

前回の申請時は、事業用倉庫敷地として利用する予定であったが、当時の申請人が体調を崩し建設前に亡くなられ、転用計画は実行されなかったということです。

今回の新たな計画は、自己住宅敷地です。申請人が経営する会社と子どもの自宅から近い場所に自己用住宅敷地を求めていたところ、申請地が適地であったため今回の申請となりました。現在は、埋蔵文化法に基づく試掘調査が行われており、調査終了後、支障がなければ建築工事に入る予定とのことです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【 会 長 】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件につきましては、以前に農地法第五条の許可を受けた計画について、新たな計画に基づく第五条の許可申請というものです。倉庫敷地で許可を受けたものについて、住宅敷地とするというもので、申請地の転用につきましては、過去にすでに許可を得ていることでありますの

で、新たな計画についても問題はないと考えます。

【 会 長 】

事業計画変更の吉永地区2番及び農地法第5条の吉永地区21番について、ご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

事業計画変更の吉永地区2番及び農地法第5条の吉永地区21番について、異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、「許可後の事業計画変更の承認について」及び「農地法第5条第1項の規定による許可決定について」の審議を終わります。

次に、議案8ページの議第34号「農地法第5条第1項の許可に係る買受適格証明について」の審議をお願いします。

伝法地区1番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

こちらは静岡地方裁判所富士支部の不動産競売事件に関するものです。買受申出人は、造園土木業を営んでおり、庭石・造園用資材・工事用の重機などを置く資材置場として利用したいということです。現状は資材置場のようになっており、トラックの荷台や自動車部品などが放置されています。落札となった場合は、放置物の撤去をお願いしてあるとのことでした。接道や雨水排水については支障がないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【 会 長 】

伝法地区1番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

伝法地区1番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、「農地法第5条第1項の許可に係る買受適格証明について」の審議を終わります。

次に、議案9ページからの報告案件について、事務局から報告願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

以上で、議事(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告を終わりとします。
議事等はすべて終了しました。

令和6年10月11日

農業委員会会長

同 委員

同 委員
